

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
第 6 回製品 3 R システム高度化ワーキング・グループ
議事要旨

日時：平成 17 年 7 月 7 日（木） 14：00～16：00

場所：経済産業省本館 17 階 国際会議室

議題：

- （ 1 ） 製品 3 R システム高度化にかかる課題について（プレゼンテーション）
- （ 2 ） 環境配慮設計措置の具体的事項について
- （ 3 ） その他

議事内容（委員による主な質問、意見）

（資料 3 に対する委員からの主な意見、質問）

（深津代理）

- ・ P.11 の含有表示例について、WEB 以外に閲覧できる媒体は考えているか。
- ・ グリーンマークの管理・運用はどこが担当するのか。

（吉田氏）

- ・ 「カタログ類」とはカタログ、取扱説明書などを意味しており、そうした媒体への表記も可能。
- ・ グリーンマークは消費者・リサイクラーへの告知という意味から、各社が異なるマークを使用すると混乱するので、このマークを推奨するというところで提案した。業界団体が意匠権等を管理することになる。

（児玉委員）

- ・ WEB で含有状況を表示する際、表示期間は設定されるのか。

（吉田氏）

- ・ 当初、期間を定めてはどうかという議論もあったが、特段定めないこととした。情報開示を要求された場合には開示することとしたいと考えている。

（西尾委員）

- ・ 2 つのマークは逆のメッセージを伝えるものであるが、デザインが似ているので、消費者が迷うのではないかと。誤解がないように周知する方法についてどのように考えているか。

(吉田氏)

- ・ 分科会においても同様の意見があった。消費者とリサイクラーへの表示マークであり、マークの意味を周知させる必要がある。周知のための文言やキャッチフレーズなど、周知させるための方策を考えたい。

(西尾委員)

- ・ エコラベルなど、ラベルをつけることが環境に配慮していることを意味するラベルに消費者は慣れてしまっているので、全く逆の意味を持っていることを浸透させることは難しいのではないか。

(永田座長)

- ・ マークを国際標準化する考えはあるか。マークに対するユーザーサイドの意見などは、まだ取り入れられる余地はあるか。

(吉田氏)

- ・ マークについては国際標準化することを考えている。マークに対するユーザーサイドの意見はまだ取り入れられる余地はある。

(永田座長)

- ・ RとGと色の区別だけでは、マークとして識別性に問題があるのではないか。
- ・ 消費者サイドの意見を聞いて、参考にした方がよい。

(棕田委員)

- ・ 世の中にマークが氾濫している。既存のマークの中に取り入れられないのか。

(吉田氏)

- ・ 特定化学物質の含有表示に関して、管理されている意味でオレンジのRマーク、グリーンマークを考えた。マークの整合性は必要であれば考えなければならないが、現段階ではこのマークで進めたい。

(稲葉委員)

- ・ 含有あり・なしの意味合いは、附属書1で規定された濃度以下のものを「含有なし」と考えるのか。また、除外項目に該当する場合も、「含有なし」というマークをつけてもかまわないということか。

(吉田氏)

- ・ 附属書 1 で規定された濃度以下のものを「含有なし」と考える。
- ・ J I S で除外されているものについては、グリーンマークをつけてもかまわないという理解である。

(深津代理)

- ・ 2006 年 7 月に政令として発効する前であっても、2005 年 12 月に J I S が制定された時点からはマークをつけてよいのか。

(吉田氏)

- ・ 基本的には、(2005 年 12 月に) 公布された段階から付けることが可能。

(資料 4 に対する委員からの主な意見、質問)

(牧野代理)

- ・ 家電リサイクル法では、製造業者にリサイクルの義務を課すことを通じてリサイクルしやすい製品の供給を促すということが重要な目的であった。家電メーカーではリサイクルプラントと意見交換し、いかなることを設計段階から反映すべきか調査し、各メーカーにフィードバックする努力を始めている。今後とも引き続き努力していきたい。

(岩本代理)

- ・ 工程阻害物質に関する説明があったが、カドミウムや鉛、難燃剤の有無がリサイクル工程にどのように影響するのか、また、リサイクラーの立場からは、どのような物質情報が欲しいのか。

(島田氏)

- ・ カドミウム、鉛は、当社の製錬所で生産している物質であり、阻害要因としては考えにくい。

(永田座長)

- ・ 同和鉱業が主に製錬を行っているのは銅であるが、製錬事業の内容が異なる場合は、その辺の状況が変わる可能性があるということか。

(島田氏)

- ・ 製錬所によって得意な物質と不得意な物質がある。ただし、ビスマス等は、どの製錬所でも不得意な物質であると思われる。

(永田座長)

- ・ 現段階で、製錬工程のマテリアルフローなどを示せるのか。消費者に説明する際、(既存の工

程に)携帯電話が入った場合に、希少金属や有害金属がどのように回収されるのか、また、プラスチックの部分がどのようにエネルギー回収されるのかなどについて、説明できる資料を準備できないか。

(島田氏)

- ・ 準備可能である。粗々のものは、必要に応じて出している。

(資料5に対する委員からの主な意見、質問)

(江藤委員)

- ・ 中間とりまとめでは3つのメルクマールで物質を選んでいくことが提案されており、インジウムやアンチモンなど有害規制とは異なる観点から(候補となる)物質もあると思われるが、ラベルについては、6物質が入っていないものがグリーンで、入っているものが赤という点が気になる。管理されていれば適切に使用するといった観点が反映されていないのではないか。

(永田座長)

- ・ 中間とりまとめの趣旨にも含まれているが、対象物質の拡大の際には、有害性・汚染性だけでなく、希少性のような視点も考慮していくことになる。

(安立委員)

- ・ 工程表では、2007年に資源有効利用促進法が見直されることになっている。現行法では国内で閉じて資源循環を行うことになっているが、今後は国際資源循環を基本と考え、その中で対象物質や対象製品を捉えるという理解で良いか。

(井内課長)

- ・ 資源有効利用促進法については、施行7年後に見直しすることになっており、若干ダブルトラックになるが、業界の対応可能性、物質の重要性、国際的な議論などを踏まえて、対象物質、対象製品などを機動的に見直すことになる。
- ・ 国際循環との関係は難しい課題である。標準化に向けて、幅広い参加国との共通理解を構築する場で、環境配慮設計項目を議論していく。それと規制とを連動させ、より効率的な国際循環が図れるのではないかと考えている。

(牧野代理)

- ・ テレビの工場が海外に移転している。テレビの重量の過半がブラウン管なので、ブラウン管をリサイクルしないと家電リサイクル法に課せられた目標を達成することができない。ブラウン管ガラスカレットを海外に持って行き、リサイクルすることが必要不可欠な状況にある。

(永田座長)

- ・ 国際資源循環の重要性について十分認識した上で、対象物質、対象製品を拡大する方向を目指していると考えている。
- ・ 我々が考えているような、適切に管理していくといったことも、ヨーロッパ流の未然防止や予防原則と同様に未然防止という考え方に含まれるという前提で対応している。そうした方向で考え方も整理して頂きたい。
- ・ 当面、政省令では位置づけられないが、自主的な取組として取り組んで頂ける製品があると思われる。そうした点から積極的にサポートすべき製品を挙げていくこともあるのではないかと。最終的な報告書ではそうした話を加えて欲しい。
- ・ 次回、議論のとりまとめの案を作成し、それについて審議して頂きたい。ひとまずこれまでの議論のとりまとめと考えて頂ければよいが、その後も内外動向など、節目(の変化)があった時には集まって頂いて、議論をしたい。

(安立委員)

- ・ 環境省の方でも、商品環境情報システムを具体化する動きがある。ダブルスタンダードにならないように、配慮して頂きたい。

(井内課長)

- ・ 環境省でも検討会を設置して議論を進めているが、経済産業省からも情報通信機器課の環境リサイクル室がオブザーバーとして参加している。含有物質対応も議論されているが、方向としてそれほど異なっているとは認識していない。
- ・ 消費者への情報提供についても、本審議会でも、様々な産業界の取組や、グリーン購入の取組などを紹介頂いたのも、それを参考にしつつ、ダブルスタンダードにならないように考えていく必要がある。

次回の日程について

以上